

事務連絡
平成28年9月15日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医事課

「60歳以上の女性の美容医療トラブルが高額化！一しわ取り注射で1,300万円もの請求が……」の送付について（依頼）

美容医療サービスの施術に関する相談について、60歳以上の女性を中心に深刻な高額請求トラブルが発生している中で、料金が明確な基準に基づいて請求されているのか不明である事例や、費用を明確にしないまま施術をされ、高額請求された事例等、費用に関するトラブルが目立つこと等を踏まえ、その実情を周知するため、今般、独立行政法人国民生活センターより「60歳以上の女性の美容医療トラブルが高額化！一しわ取り注射で1,300万円もの請求が……」（別添参照）が公表されました。

美容医療サービス等については、これまでも、インフォームド・コンセント及び医療機関の広告等の適正化に向けて適切な対応や周知を依頼してきたところですが、改めて関係通知等をご確認いただき、引き続き、貴管下の関係団体、医療機関等への周知徹底や適切な指導等をお願いいたします。

また、医師でない者が診断を行っている等の医師法(昭和23年法律第201号)に違反する行為に関する情報に接した際には、適切な指導等を行うほか、必要に応じて、警察等の関係機関と適切な連携を図られるようお願いいたします。

なお、広域的にトラブルが発生している事案について把握した場合には、関係自治体に情報提供等を行うとともに、厚生労働省へ報告をお願いいたします。必要があると認める場合には、厚生労働省から関係自治体へ情報提供等を行います。

また、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に登録された美容医療サービスの相談件数が増加している状況を踏まえ、美容医療に関する消費者、患者向け注意喚起資料を作成しましたので、貴自治体内にて関係部署と適宜連携の上、例えば自治体内の受付窓口に備え置く等、地域住民に対する注意喚起の際にご活用いただきますようお願いいたします。

(関係通知等)

- ・ 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」 (平成 13 年 11 月 8 日医政医発第 105 号厚生労働省医政局医事課長通知)
- ・ 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針 (医療広告ガイドライン)」 (平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330014 号医政局通知、平成 25 年 9 月 27 日一部改正)
- ・ 「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について (依頼)」 (平成 24 年 3 月 23 日付け医政総発 0323 第 11 号・医政医発 0323 第 2 号厚生労働省医政局総務課長・医事課長連名通知)
- ・ 「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針 (医療機関ホームページガイドライン) について」 (平成 24 年 9 月 28 日付け医政発 0928 第 1 号厚生労働省医政局長通知)
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」 (平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長通知)
- ・ 「美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について (依頼)」 (平成 28 年 1 月 7 日付け医政総発 0107 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知)
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集 (Q&A) の送付について」 (平成 28 年 3 月 31 日付け医政局総務課事務連絡)

以上

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、家田

TEL:03-5253-1111 (2519)

FAX:03-3501-2048

厚生労働省医政局医事課 中村

TEL:03-5253-1111 (2569)

FAX:03-3591-9072